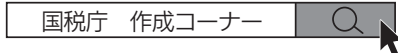


# 申告と納税は、お早めに...

確定申告会場は「すばるホール」2月4日(木)～  
所得税・消費税・贈与税の確定申告など

●申告書の作成・提出について ※ 手書きで申告書を作成されている方  
申告書は国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って金額などを入力することで税額などが自動で計算され、申告書が簡単に作成できます。また、所得が「給与・公的年金」のみの方は、給与所得者または公的年金所得者向けの作成画面を用意しております。作成後は印刷し、郵送などで提出してください。



こちらから申告書の作成ページへ進めます→



## ●申告書などの送付について

前年に税務署の確定申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」を送付いたします。

## ●e-Taxのご利用方法

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、所得税および復興特別所得税、消費税、贈与税などの申告や、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。また「e-Tax」を利用して所得税および復興特別所得税の確定申告を行っていただくと、①添付書類（医療費の領収書や源泉徴収票等）の提出省略、②還付がスピーディーなど書面による申告に比べて、大変便利なものとなっております。詳しくは、e-Taxウェブサイト（国税庁、e-Tax または確定申告で検索）をご覧ください。

※ e-Tax の利用の際は、個人番号カードまたは住民基本台帳カードに格納された電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入などが必要です。（※ 住民基本台帳カードは、その有効期限内であれば継続して使用可）

## ●年金所得者の申告手続の簡素化について

・平成 23 年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る

雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出することを要しないこととなりました。（注 1）この場合であっても、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。（注 2）所得税および復興特別所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。（例）年金から天引きされたもの以外に健康保険料を支払っているなど

・平成 26 年分の確定申告から、公的年金などの受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された者を、確定申告において他の者の扶養親族に変更する場合には、その公的年金などの受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、公的年金などに係る申告不要制度を適用することはできません。

## ●記帳義務・記録保存義務の拡大について

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。）は、平成 26 年 1 月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

## ●復興特別所得税について

平成 25 年分から平成 49 年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとなりました。申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

## ●財産債務調書について

「財産債務調書」の提出制度が創設されました。所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産またはその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量および価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。本年の提出期限は平成 28 年 3 月 15 日（火）です。

**[ 開設期間 ] 2 月 4 日(木)～3 月 15 日(火) [ 開設時間 ] 9:00～17:00**

**(土・日・祝日を除く。ただし、2 月 21 日(日)および 2 月 28 日(日)は開設)**

◆会場は、連日、大混雑が予想されます。なるべくご自宅で申告書を作成していただき、申告は早めにお済ませください。◆混雑状況により、相談の受付を早めに終了させていただく場合がありますので、16:00 頃までにお越しください。◆「申告書等の受付」および「用紙の交付」は、17:00 まで行っております。◆確定申告会場では、ご不明な点について質問や確認をしていただき、会場内のパソコンを使って、ご自分で申告書などを作成していただけます。◆確定申告会場にお越しの際には、関係書類や前年分の申告書の控えなどをご持参ください。◆すばるホールでは、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っておりません。

## ●申告期限、納期限などについて

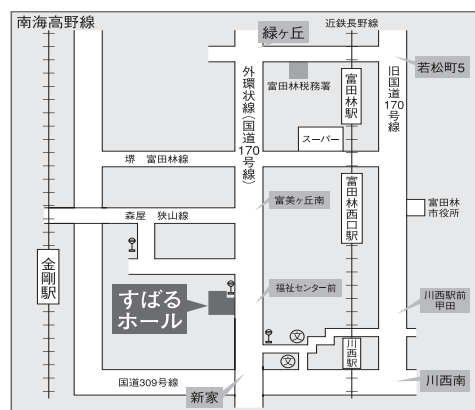
平成 27 年分の申告期限、納期限などは、下表のとおりです。

税目など	申告期限	納期限		口座振替日
所得税および復興特別所得税	3 月 15 日(火)	3 期分	3 月 15 日(火)	4 月 20 日(火)
		延納分	5 月 31 日(火)	5 月 31 日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税	3 月 31 日(木)	3 月 31 日(木)		4 月 25 日(月)
贈与税	3 月 15 日(火)	3 月 15 日(火)		

※ 納付書で納付を行う場合には、納期限までに現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）または住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は申告会場および税務署に用意しております。

(注 1) 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによるお知らせはありません。

(注 2) 納付が納期限に遅れた場合または残高不足などにより口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。



[ 所在地 ] 富田林市桜ヶ丘町 2 番 8 号

[ 交通 ] ・近鉄長野線川西駅から徒歩 8 分  
・南海小金台 2 丁目バス停から徒歩 8 分  
・近鉄富田林駅からレインボーパス「すばるホール」で下車

[ 問合せ ] 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 (代表)

※自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。

◆確定申告会場は「すばるホール」